



## 平成 27 年第三回練馬区議会定例会が閉会

と き 10月16日(金) 本会議 午後1時～午後2時50分

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

9月4日に開会した平成27年第三回練馬区議会定例会は、10月16日午後1時から本会議を開いた。

「平成26年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」など35件および10月2日の本会議に追加上程された「平成27年度練馬区一般会計補正予算」ほか2議案、本日の本会議に上程された練馬区教育委員会委員の任命同意および練馬区監査委員の選任同意の2件の区長提出40議案と、議員提出の「地方税財源の拡充に関する意見書」の1議案の計41議案を原案どおり可決、認定し、午後2時50分に閉会した。

この日可決、認定された議案等の内訳は、添付の資料のとおり。

【添付資料】 議決件名一覧表  
意見書

【問い合わせ】 議会事務局 電話 03-5984-4732

平成27年第三回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成27年10月16日

議	決	議	案
---	---	---	---

- |    |        |   |            |
|----|--------|---|------------|
| 1  | 議案第74号 | 平成26年度練馬区一般会計歳入歳出決算   | (原案通り認定)   |
| 2  | 議案第75号 | 平成26年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算   | (原案通り認定)   |
| 3  | 議案第76号 | 平成26年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算   | (原案通り認定)   |
| 4  | 議案第77号 | 平成26年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算  | (原案通り認定)   |
| 5  | 議案第78号 | 平成26年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算  | (原案通り認定)   |
| 6  | 議案第79号 | 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 | (原案通り可決確定) |
| 7  | 議案第80号 | 練馬区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 8  | 議案第81号 | 練馬区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例                                   | (原案通り可決確定) |
| 9  | 議案第82号 | 練馬区区民センター施設使用条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第83号 | 練馬区立石神井公園区民交流センター条例の一部を改正する条例                                     | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第84号 | 練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター条例の一部を改正する条例                                   | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第85号 | 練馬区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第86号 | 練馬区立区民農園条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第87号 | 練馬区立区民ホール条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第88号 | 練馬区立文化交流ひろば条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第89号 | 練馬区立向山庭園条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第90号 | 練馬区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第91号 | 練馬区立練馬文化センター条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第92号 | 練馬区立石神井公園ふるさと文化館条例の一部を改正する条例                                      | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第93号 | 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第94号 | 練馬区立リサイクルセンター条例の一部を改正する条例   | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第95号 | 練馬区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例                             | (原案通り可決確定) |
| 23 | 議案第96号 | 練馬区立青少年館条例の一部を改正する条例  | (原案通り可決確定) |

- |    |            |                                       |            |
|----|------------|---------------------------------------|------------|
| 24 | 議案第97号     | 特別区道路線の認定について（南田中一丁目）                 | （原案通り可決確定） |
| 25 | 議案第98号     | 特別区道路線の認定について（中村北四丁目）                 | （原案通り可決確定） |
| 26 | 議案第99号     | 特別区道路線の認定について（大泉学園町七丁目）               | （原案通り可決確定） |
| 27 | 議案第100号    | 特別区道路線の認定について（田柄四丁目）                  | （原案通り可決確定） |
| 28 | 議案第101号    | 特別区道路線の認定について（春日町二丁目）                 | （原案通り可決確定） |
| 29 | 議案第102号    | 特別区道路線の認定について（北町二丁目）                  | （原案通り可決確定） |
| 30 | 議案第103号    | 練馬区立石神井東中学校屋内運動場およびプール改築等工事請負契約       | （原案通り可決確定） |
| 31 | 議案第104号    | 練馬区立石神井東中学校屋内運動場およびプール改築等機械設備工事請負契約   | （原案通り可決確定） |
| 32 | 議案第105号    | 練馬区立開進第四中学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について       | （原案通り可決確定） |
| 33 | 議案第106号    | 練馬区役所西庁舎空調設備等改修に伴う建築工事請負契約の一部変更について   | （原案通り可決確定） |
| 34 | 議案第107号    | 練馬区役所西庁舎空調設備等改修に伴う電気設備工事請負契約の一部変更について | （原案通り可決確定） |
| 35 | 議案第108号    | 寝袋の買入れについて                            | （原案通り可決確定） |
| 36 | 議案第109号    | 平成27年度練馬区一般会計補正予算                     | （原案通り可決確定） |
| 37 | 議案第110号    | 平成27年度練馬区介護保険会計補正予算                   | （原案通り可決確定） |
| 38 | 議案第111号    | 平成27年度練馬区後期高齢者医療会計補正予算                | （原案通り可決確定） |
| 39 | 議員提出議案第10号 | 地方税財源の拡充に関する意見書                       | （原案通り可決確定） |
| 40 | 選任第5号      | 練馬区教育委員会委員任命の同意について                   | （任命に同意）    |
| 41 | 選任第6号      | 練馬区監査委員選任の同意について                      | （選任に同意）    |

## 地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差が更に拡大するとの理由から、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入した。また、消費税率の 10 パーセントへの引上げ時には、これを更に進めることとした。

6 月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の不合理な偏在是正措置の導入が危惧される。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、子育て・教育環境の整備や福祉・医療の充実などはもとより、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収増のみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、本議会は、国会および政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう、強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 16 日

練馬区議会議長 かしわざき 強

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
社会保障・税一体改革担当大臣  
経済財政政策担当大臣  
地方創生担当大臣

あて